

## 南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和5年12月25日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名

2. 出席委員 13名にしてその氏名は次のとおり

1番 高橋 善一	2番 高橋 隆	3番 山岸 誠
4番 黒澤 ちよ子	5番 本間 仁一	6番 青木 憲一
7番 浅野 厚司	8番 伊藤 圭一	9番 神尾 篤志
10番 朝倉 善則	11番 鈴木 正徳	12番 渡沢 寿
13番 安達 芳紀		

3. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 山内 美穂  
同 上 事務局長補佐 佐藤 秀之  
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎  
南陽市農林課 農政係長 高橋 秀明

4. 付議事件

日程第1	会議録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	諸般の報告について
日程第4	報第17号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第5	報第18号 農業者年金特例付加裁定請求に係る報告について
日程第6	議第47号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第7	議第48号 非農地証明願に対する可否について
日程第8	議第49号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第9	議第50号 南陽市農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について

5. (開会：ときに午後1時30分)  
会議の要領 令和5年12月18日付け南農委告示第12号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会委員総会を開会いたします。  
議長(高橋会長) ただ今出席されている委員は、13名であります。  
よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。  
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長(高橋会長) それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。  
10番 朝倉善則委員、11番 鈴木正徳委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 10番 朝倉 善則 委員  
11番 鈴木 正徳 委員

議長(高橋会長) 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。  
会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長(高橋会長) 日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長(高橋会長) 次に、日程第4 報第17号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、報第17号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が2件ありましたので、ご報告するものであります。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第17号について、ご説明申し上げます。  
議案書は1ページになります。  
1番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんとお亡くなりになった■■■■さんの相続人で、▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字 ▲▲ 外6筆の田 合計10,179㎡を賃借人の相続人の申出により、合意解約するものです。

嶋貫農地係長 2番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんとお亡くなりになった■■■■さんの相続人で、▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字 ▲▲ 622番 外3筆の田 合計2,884㎡を、賃借人の相続人の申出により合意解約するものです。  
以上です。

議長(高橋会長) ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声が有りますので、報第17号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長) 次に、日程第5 報第18号「農業者年金特例付加年金裁定請求に係る報告について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、報第18号「農業者年金特例付加年金裁定請求に係る報告について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、特例付加年金の給付を受けるため、令和5年10月10日から令和5年11月10日までの間に、1名から裁定請求があったのでその内容を審査し、農業者年金基金に送付したことを報告するものであります。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

佐藤事務局長補佐 ただ今提案されました報第18号につきまして、ご説明を申し上げます。  
議案書の2ページをご覧ください。  
この度の請求につきましては、後継者に経営継承するもので、新制度の特例付加年金、受付番号13番、令和5年10月27日受付、裁定請求者は▲▲の■■■■さん、65歳、後継者の■■■■さん、31歳に経営継承するものであります。継承面積は、農地51,116㎡、継承日は令和5年9月29日でございます。  
以上でございます。

議長(高橋会長) ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声が有りますので、報第18号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長) 次に、日程第6 議第47号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

- 山内事務局長      ただ今上程されました、議第47号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。  
      本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転1件、賃借権設定3件、計4件の許可申請がありましたので、提案するものがあります。  
      農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長(高橋会長)      ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。
- 嶋貫農地係長      ただ今、提案されました、議第47号について、ご説明申し上げます。議案書は3ページと4ページになります。  
      はじめに、3ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。  
      1番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外2筆の田 合計1,515㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。  
      次に、4ページをご覧ください。賃借権設定の申請となります。  
      2番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外2筆の田 合計4,593㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、物納となっております。  
      3番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 畑 1,686㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。  
      4番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外4筆の田 合計3,034㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。  
      以上です。
- 議長(高橋会長)      ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。  
      はじめに、議第47号1番及び4番について、私が現地調査を行い確認しましたので、私から報告をします。
- 議長(高橋会長)      今日の午前中に確認してまいりました。  
      申請地は全てが耕作され、周辺農地への影響がないことを確認してまいりました。  
      以上です。
- 議長(高橋会長)      次に、2番の現地調査について、7番 浅野厚司委員から、報告をお願いします。
- 7番  
(浅野厚司委員)      2番につきましては、耕作されており、周辺農地への影響がないことを確認しております。  
      以上です。

議長(高橋会長) 次に、3番の現地調査については、松田繁徳推進委員から調査いただいておりますので、事務局から報告をお願いします。

嶋貫農地係長 12月22日に松田委員からご報告を頂戴しております。  
当該地につきましては、新規就農されました■■さんが、アスパラを作るために借り受けするところをごさいますて、既に整地と植え付けまで済んでいるということです。今回正式に契約され、周辺農地への影響はないことを確認したとご報告いただいています。

議長(高橋会長) お諮りいたします。  
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議いたします。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

10番 (朝倉善則委員) 2番の案件については物納ということですが、この場合の明確な単価や品種の指定はありますか。

嶋貫農地係長 物納については、明確な品種の指定まではございません。ただ、市内の一般的な契約ですと、1反あたりはえぬき1俵相当というのが、物納の場合は多いようです。  
さらに▲▲の▲▲地帯ですと、その半分の半たらというように、地域によっておおよその相場があるようです。  
2番の案件につきましても、明確な品種の指定まではございませんが、はえぬき相当の価格帯となろうかと思えます。地元の取り決めに基づいて、1反あたり30キロ相当という形でまとまり、受付したところです。

議長(高橋会長) よろしいですか。

10番 (朝倉善則委員) はい。

議長(高橋会長) その他質疑ございますか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第7 議第48号「非農地証明願に対する可否について」  
を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第48号「非農地証明願に対する可否につ  
いて」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出  
が本委員会に対し3件ありましたので、提案するものであります。  
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げま  
す。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました、農地係長の補  
足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第48号につきまして、ご説明します。  
議案書5ページをご覧ください。  
1番につきましては、▲▲の■■■■■さんから願出があったもので、  
▲▲字▲▲ 登記地目が田 231㎡が、平成9年9月頃に駐車場とし  
て舗装し、現在に至るものです。  
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断で  
きます。  
2番につきましては、▲▲の■■■■■さんから願出があったもので、  
▲▲字▲▲ 外10筆 登記地目が畑 合計3,346.96㎡が、平  
成10年頃から耕作せず、山林化して、現在に至るものです。  
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断で  
きます。  
3番につきましては、▲▲の■■■■■さんから願出があったもので、  
▲▲字▲▲ 外1筆 登記地目が畑 合計118㎡が、昭和22年から  
物置・車庫として利用し、現在に至るものです。  
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断で  
きます。  
以上です。

議長(高橋会長) ここで、1番及び3番の現地調査について、5番 本間仁一委員から、  
報告をお願いします。

5番 (本間仁一委員) 12月18日に私と佐藤事務局長補佐、嶋貫農地係長の3名で現地を  
確認してまいりました。  
全ての案件について申請通りであったことを確認し、ご報告いたしま  
す。

議長(高橋会長) 次に、2番の現地調査については、高橋義昭推進委員から調査いた  
だいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 高橋委員より、12月19日に調査結果の報告を頂戴しました。  
道路から目視できるところについては目視によって確認いただき、さらにグーグルマップ等を活用して詳細に確認いただきました。  
その結果、全ての農地について山林化していることを確認したと報告いただいております。

議長(高橋会長) お諮りいたします。  
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議することといたします。

議長(高橋会長) これより、審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。  
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第8 議第49号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第49号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年12月12日付け農第800号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「旧農業経営基盤強化促進法第18条」に基づいて、賃借権設定1件及び所有権移転1件、合計2件に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

佐藤事務局長補佐

ただ今提案されました、議第49号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は6ページからで、9ページにつきましては、総括表となっておりますのでご覧ください。

賃借権設定が1件で、計画面積が田5, 497㎡、所有権移転が1件、計画面積が田1, 496㎡となっております。

まず、賃借権設定につきましてご説明申し上げます。10ページをご覧ください。

No.1について、▲▲の■■■■さんと、▲▲の■■■■さんとの間で賃借権を設定するもので、▲▲字▲▲の田5, 205㎡、同じく▲▲番の田292㎡、合計5, 497㎡について、再設定の10年で、毎年11月30日、物納となっております。

次に所有権移転の申請1件につきまして、詳細をご説明申し上げます。11ページをお開きください。

No.1について、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんに、▲▲字▲▲の田、1, 496㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

以上でございます。

議長(高橋会長)

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長)

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長(高橋会長)

それでは、始めに、所有権移転の1番について、審議いたします。ここで、11番 鈴木正徳委員の退席を求めます。

……………鈴木正徳委員退席……………

議長(高橋会長)

これより、本案件について審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長)

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長)

本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします、ただ今の所有権移転の1番について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………



議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長(高橋会長) ここで、11番 鈴木正徳委員の復席を求めます。

……………鈴木正徳委員復席……………

議長(高橋会長) 次に、賃借権設定の1番の案件について審議いたします。

議長(高橋会長) これより、本案件について審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

2番  
(高橋隆委員) 確認のため質問します。権利の設定をする方と設定を受ける方の住所  
が一緒ですがこれで合っていますか。

嶋貫農地係長 再度確認いたしましたところ、同番のご住所で両者とも▲▲番で間違  
いないようです。  
この案件については別世帯で隣接している方同士の契約という形でし  
て、▲▲地区では稀に同番の住所の例があるようです。

2番  
(高橋隆委員) 分かりました。

議長(高橋会長) その他質疑ございますか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします、ただ今の賃借権設定の1番について、計画のとおり  
決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しまし  
た。

議長(高橋会長) ここで暫時休憩といたします。(午後1時55分)

議長(高橋会長) 会議を再開いたします。(午後2時5分)

議長(高橋会長) 日程第9 議第50号「南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の  
変更に係る意見決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長      ただ今上程されました、議第50号「南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、令和5年12月8日付け農第776号で、南陽市長から本委員会に対し、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、計画の変更3件について意見を求められましたので、ご提案するものであります。  
ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長)      ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農林課 高橋農政係長の補足説明を求めます。

高橋農政係長      常日頃、本市農林農政につきましてはご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
早速でございますが、南陽農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画の変更について補足説明させていただきます。  
農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更を行う際には、同施行規則第3条第2項の規定により農業委員会より意見を聴くものとされ、本件につきましては、これに基づいて意見を求めるものです。  
今回、意見を求めます変更内容でございますが、農用地区域から農用地区域外、いわゆる白地に変更する「一般除外2件」と、白地から農用地区域に変更する「編入1件」の合計3件となっております。  
なお、一般除外でございますが、本来、転用に関する農振法の手続きとしては「開発行為の許可」が用意されておりますが、要件が厳しく、公共施設など、極めて限定体的な転用以外許可されません。  
このため、開発者からの申出により、規制がかかる農用地区域から転用が可能な白地に変更する、つまり農振除外を行うことが一般的な手法となっており、これを一般除外と呼んでおります。  
その後、農地法の転用許可を得るといった手続きが続くこととなります。  
続いて個別の申出内容の説明に移らせていただきます。  
1番でございますが、申出人 ■■■■氏、対象土地 ▲▲地区 ▲▲字▲▲(畑)、▲▲字▲▲(畑)2筆、計566㎡。具体的な場所につきましては、16ページの地図をご覧ください。大字▲▲の飛び地として、実際には▲▲地区に近い場所に位置する土地とご理解いただければと思います。事業目的は、住宅、車庫、その他の住宅用地の整備となっております。  
続く2番でございますが、申出人 ■■■■氏、対象土地 ▲▲字▲▲(田)1筆、398㎡のうち122.65㎡となっております。場所は17ページの地図をご覧ください。こちらは▲▲の▲▲地区の一番北側でして、図面で申し上げますと下の部分に前のJAの▲▲センターがあった所です。ここから北に登っていく方に市道がございます、そこの左手。▲▲小学校から北に上っていく道路がありますが、そこの隣接地がございます。事業目的は車庫、駐車場の整備となっております。  
なお、当該地については、建築年不詳の車庫及び駐車場が整備済みとなっております。

高橋農政係長

申出人からは、事前着工について深くお詫びするとともに、今後は関係法令の遵守に十分注意する旨の顛末書を提出いただいておりますので、検討の際にはご配慮くださいますようお願い申し上げます。

次に、3番の編入について説明させていただきます。

申出人 ▲▲地区農地整備事業施行委員会 会長 ■■■■ 氏 対象土地 ▲▲字▲▲ (宅地)、▲▲字▲▲ (畑) 2筆、合計480.24㎡となっております。場所は18ページの地図をご覧ください。こちらは一見農地に見えますが、宅地になっておりまして、こちらを基盤整備事業のエリアに繰り入れる目的で編入をしたいと伺っております。

以上の3件については、所有者及び隣地所有者等のほか、関係者から同意を得ております。

また、転用を目的とした農振除外は、①対象地を転用することが必要・適当であって代替地が無いこと、②変更により地域計画の達成に支障を及ぼさないこと、③農業上の効率的利用に支障が無いこと等、農振法第13条第2項各号に掲げる要件の全てを満たす場合に限り行うことができるとされておりますが、過日、開催しました農用地利用計画の変更に係る事前協議会においても、事前検討会委員からの意見等により計画内容は妥当であると判断いただいているところです。

説明は以上でございます。ご審議くださいますようお願いいたします。

議長(高橋会長)

これより、本案件について審議に入りますが、一括して審議することに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長)

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長)

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長)

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします、ただいまの案件について、変更することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長)

変更を妥当とする委員が全員と認めます。

よって、本案件については、変更することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和5年12月18日付け南農委告示第12号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

(閉会：ときに午後2時13分)